

2011 年 6 月 30 日

アフガニスタン国における無償資金協力案件の概略事業費積算にかかる
特別健康管理旅行経費の計上方法について

資金協力支援部
設計・積算審査室

1. 趣旨

本邦コンサルタント、調達代理機関及び施設の建設、資・機材の調達等にかかる本邦業者のアフガニスタンへの日本人派遣要員（以下、コンサルタント等派遣要員という）が、現地業務従事期間中に心身の健康の保持を目的として当該国外へ旅行するために必要な経費（特別健康管理旅行経費）を、概略事業費（無償）の積算において計上する。

2. 対象者

コンサルタント等派遣要員のうち、1 回の現地派遣期間が 3 ヶ月以上であるもの

3. 旅行期間

カブールを出発した日から同地に到着するまで 8 日間。

4. 計上することができる経費

コンサルタント等派遣要員及び代替要員（下記 6.②）に係る以下の経費を、設計監理費、間接工事費、調達管理費、調達代理機関費にそれぞれ計上することができる。

①コンサルタント等派遣要員：カブールからバンコク（タイ）までの往復エコノミークラス ZONE-PEX 運賃（ただし、右運賃の設定が無い場合は、任国発の制限付エコノミークラス（Y 2）の運賃、Y 2 料金の設定が無い場合は、エコノミークラス普通運賃）。

②代替要員（下記 6.②）：渡航費、現地宿泊費、日当又は海外勤務手当、及び給与相当。

③旅行期間中のコンサルタント等派遣要員の給与は支給しない。

5. 実施時期

連続する現地業務従事期間が 6 週間を経過するごとに 1 回実施する。

6. その他

①旅行終了日が現地派遣期間終了の 4 週間以上前であること。

②必要性が認められる場合には、本件旅行のために現地不在となる期間の代替要員を派遣することができる。なおこの場合、業務引継期間は考慮しない。

7. 適用開始日

平成 23 年 6 月 30 日以降の閣議請議案件より適用する。

以上